

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村岡素行の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、実質は単なる訴訟法違反の主張であり、憲法三八条違反をいう点は、第一審判決は所論共犯者の供述調書を唯一の証拠として被告人を有罪としたものではないから、その前提を欠き、その余は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。また、記録を調べても、同法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	川	信	雄
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	田		豊